

能美市被災宅地等復旧事業補助金

令和6年能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの

①対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者
(管理者又は占有者は所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得たものに限る)

②対象宅地 (例)

令和6年能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた土地(民間企業や団体等の住宅や寮は含まない)

○戸建て住宅 ○アパート(1宅地1所有者とみなす)

○併用住宅のうち住宅の用に供する部分

対象外宅地 (例)

○住宅となる家屋がない倉庫・納屋 ○店舗

○事業所・事務所 ○工場 ○事業用倉庫 ○社宅

○空き家 ○その他住宅とは認められない建築物

③補助額

対象工事実額から50万円を控除した額に
 $5/6$ を乗じた額(千円未満切り捨て)

※対象工事実額とは、対象工事に関する
調査、設計、工事に要した費用の合計
(消費税及び地方消費税を含む)

※補助額の上限958万3千円
(対象工事実額上限: 1,200万円)

【例】対象工事実額が500万円の場合
 $(500万円 - 50万円) \times 5/6$
 $= 375万円(市補助額)$
 $125万円(個人負担)$

④対象工事

(1) のり面の復旧工事

(2) 擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む)

(3) 地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む)

(4) 地盤改良工事: 液状化が発生した宅地であり、
地盤調査結果により液状化判定を行い液状化
の可能性があると判断された宅地における再発
防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

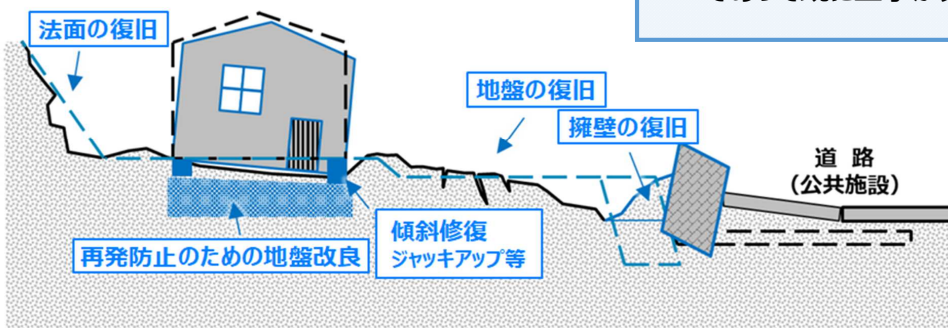
(5) 住宅基礎の傾斜修復工事: 住宅建屋基礎の
沈下又は傾斜を修復する工事(ジャッキアップ等)

※上記工事に関する調査及び設計費含む

※復旧工事は原形復旧を基本とするが、構造基準を
満たすものへの変更は対象とする

※能登半島地震により被災した宅地の復旧工事等
であって既に工事が完了しているものも含む

〔対象工事のイメージ図〕



【お問い合わせ】

能美市 土木部 まち整備課
住所: 能美市寺井町た35
(寺井分室1階)

電話: 0761-58-2251

FAX: 0761-58-2298

machiseibi@city.nomi.lg.jp